

## EPA利用を再考してみませんか？

**今がその時期です！ 皆様の再考を税関が支援します。**

### EPA特惠マージンは年々拡大

メガEPA（TPP11、日EU EPA等）発効から年数が経過し、特惠マージンは年々拡大しています。



乗用車

日EU・EPAの例  
(EU側の関税率)

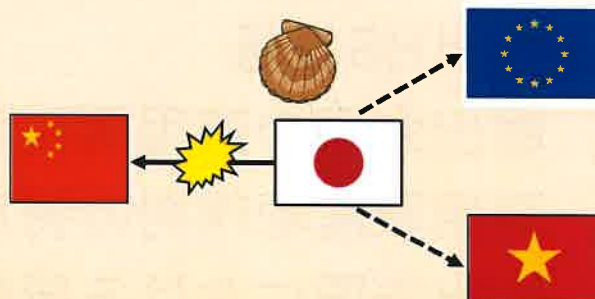
発効時：8.8%

現在：1.3%

(2025年2月時点、6年経過)

### サプライチェーンのリスク分散の必要性

特定の輸出相手国に依存することのリスクが顕在化してきており、分散化が推奨されます。



### 円安傾向等によるビジネスチャンス

近年、円安傾向が続くとともに、購買力平価でみて日本産品は割安です。



**EPAを利用しない・できない状況は変わっていませんか？  
この機会に見直して競争力を高めませんか？**

**ご相談は以下にお問合せください**

函館税関業務部原産地調査官

TEL：0138-40-4255

メールアドレス：hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp

# 輸出貨物のEPA利用ステップ に係る支援

函館税関では、実際の輸出取引だけでなく、今後の輸出先の見直しにおいても、以下の調査支援を通じて、EPA利用の再考を支援します。

(※業務部原産地調査官がワンストップ窓口として対応)

1. 輸出HS番号
2. 輸出先国の適用関税率（EPA税率を含む）
3. 適用原産地規則の特定と適合性確認
4. 輸出先国における原産地証明に必要な書類

+ 原産地の事後確認（検証）における経験を踏まえたアドバイスも可能。

ご相談・お問い合わせ先

函館税関業務部原産地調査官

TEL：0138-40-4255

メールアドレス：hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp



関税館

# 輸出入者の皆様へ AEO制度のご案内

## AEO制度とは

AEO（Authorized Economic Operator）制度は、貨物のセキュリティ確保と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化を提供する制度です。

## AEO輸出者・AEO輸入者のメリット

### メリット① リードタイムの短縮と安定

- 輸出する貨物を自社の倉庫、工場等に置いたまま輸出許可を受けることができ、リードタイムの短縮が期待できます。
- 輸入する貨物が日本に到着する前に輸入許可を受けることができ、到着後すぐに引き取ることが可能になります。
- 貨物を輸出入する際の税関による審査・検査が軽減されます。

### メリット② コンプライアンス経営の確立

- AEO運営体制の構築により社員の法令遵守やセキュリティに対する意識向上が期待できます。

### メリット③ AEO輸入者のキャッシュフロー増加

- 関税・消費税等の納税は貨物引取り後にまとめて行うことができます。
- 最大2か月、無担保で関税・消費税等の納税が猶予されます。  
※納期限延長制度との組み合わせにより、無担保での納税猶予が最大4か月間となります。

### メリット④ 企業の信用の増大

- 上記①～③のメリットを活かして事業を行うことにより、企業の信用の増大につながります。
- 信頼の証、AEOシンボルマークが使用できるようになります。



※シンボルマークの著作権は、財務省に属しています。

## 海外のAEO制度との連携（AEO相互承認）

- 現在、13の国/地域とAEO相互承認（AEO制度を有する二国間でそれぞれのAEO制度及びAEO事業者を相互に承認するもの）を締結しています。
- AEO相互承認により、締結した相手国において通関上の審査・検査の軽減等を受けることが可能です。

2024年5月時点



※協定中：スイス、インド、インドネシア

## AEO制度利用者（AEO輸出者・AEO輸入者）の声

自社貨物の物流についての予見性が高まり、リードタイムの短縮、在庫減少等によりコスト削減に繋がった。



貨物の輸入について、貨物の引き取り後に一括で納税申告を行うことができ、その際の担保負担が軽減された。



制度について詳しく知りたい方は、函館税関業務部AEO担当まで

TEL：0138 - 40 - 4254

Mail：hkd-gyomu-aeo@customs.go.jp



【税関HP】



関税館

## 倉庫業者の皆様へ AEO制度のご案内

### AEO制度とは

AEO（Authorized Economic Operator）制度は、貨物のセキュリティ確保と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化を提供する制度です。

## AEO倉庫業者（特定保税承認者）のメリット

### メリット① 保税蔵置場の許可の特例

#### ➤ 一般の保税蔵置場

新たに保税蔵置場を設置しようとする場合税関長の許可が必要です。

#### ➤ AEO倉庫業者

税関長へ届け出ることによって設置が可能になります。

### メリット② 許可手数料の特例

#### ➤ 一般の保税蔵置場

保税蔵置場の面積に応じて、毎月一定額の手数料の納付が必要です。

#### ➤ AEO倉庫業者

届出により設置した保税蔵置場について許可手数料が免除されます。

### メリット③ 更新手続きの簡素化

#### ➤ 一般の保税蔵置場

それぞれの保税蔵置場ごとに6年以内に1度の更新が必要です。

#### ➤ AEO倉庫業者

全ての届出蔵置場について8年に1度の一括更新が可能になります。

## メリット④ 企業の信用の増大

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者として、企業の信用の増大につながります。



## AEO制度利用者（AEO倉庫業者）の声

確実な税関手続／貨物管理が履行できる事業者として、荷主にPRでき、契約面で有利に働いた。



社員の法令遵守・セキュリティ意識が向上し、社内管理の一層の効率化に繋がった。



制度について詳しく知りたい方は、函館税関業務部AEO担当まで  
TEL：0138 - 40 - 4254  
Mail：hkd-gyomu-aeo@customs.go.jp



【税関HP】